九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

五代藩鎮の擧絲絹と北宋朝の預買絹 : 五代苛政の一面

日野, 開三郎

https://doi.org/10.15017/2341044

出版情報：史淵. 15, pp.101-136, 1937-03-30. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

五代藩鎮の擧絲絹と北宋朝の預買絹

——五代苛政の一面——

日野開三郎

目次

一、序言
二、五代の擧絲絹
Ⅰ 藩鎮諸使及び中央政府の利貸と擧絲絹
Ⅱ 擧絲絹の起原及び利率
Ⅲ 藩鎮の進獻と國家財政（以上本號）
Ⅲ 藩鎮の進獻と擧絲絹
三、北宋朝の預買絹
Ⅰ 北宋財政上に於ける絹の位置
Ⅱ 預買絹の仕法とその施行地域
Ⅲ 預買絹と和買絹との關係
Ⅲ 預買絹の起原及びその利率　附 壜の起原
四、結言

一、序　言

絹が唐宋時代を通じて貨幣的機能を有して居たことは已に詳究せられし所である。[註一]此の絹の貨幣的機能は當然財政史に於けるその位置を重要ならしめた。此所に論ぜんとする五代の擧絲絹と北宋の預買絹とは夫々兩時代の財政に於ける絹の意義を一視角より窺ふに足る問題である。而して五代の擧絲絹と北宋の預買絹とを同時に取上げたのは兩者の財政的意義が相互の比較に依つて一層明瞭に把握せられるが爲であつて、兩者の間に歷史的因果關係を有するが爲ではない。尙一言斷つておくが、「絹」には綾羅紬帛等の絹物類を總稱する場合と、それ等と區別された絹織物の一種を指す場合とがあり、本稿も亦此の兩用法を襲用した。從つて本論に見える絹には如上の兩種あることを承知せられ、その何れに屬するかは讀者に於いて判斷せられ度い。

二、五代の擧絲絹

擧絲絹は利貸の一形態である。五代の擧絲絹を傳へた史料は頗る乏しく、考察の基礎を擧絲絹の史料にのみ置くことは研究の推進に困難を感ずるので、補助的方法をして擧絲絹以外の利貸法で此と類似の意義を有する者をも併せ考へ、史料の缺を塞ぐこととした。

I　藩鎭諸使及び中央政府の利貸と擧絲絹

五代の文獻を涉獵するに、中央政府又は藩鎭諸使（節度使・防禦使・團練使等）が管內の人民に利貸を行ひ貨殖の手段に供した記事が屢々見受けられる。その數例を示すと、資治通鑑卷二七三後唐紀・同光二年三

月の條に

孔謙〇時の租庸使即ち財政長官貸民錢。使以賤估償絲。屢檄州縣督之。

とあつて後唐の時中央政府が民に錢を貸し、絲（絹絲）を以て支拂はしめ、その絲價を低く評定して民を苦しめて居たことが見える。尙右文の續きに

翰林學士承旨、權知汁州盧質上言。梁趙巖爲租庸使舉貸誅歛。結怨於人。陛下改故鼎新。爲人除害。而有司未改其所爲。是趙巖復生也。今春霈宮蠶絲甚薄。俱輸正稅猶懼流移。況益以稱貸。人何以堪。

云云。

とあるに依れば租庸使の利貸は從前已に行はれ、後唐の租庸使もそれを踏襲又は復活したるにすぎざることが知られる。右文中に擧貸、稱貸の語が見えるが、此に就いては

稱擧也。貸借也

との胡註があり、稱と擧は同義で回收を、貸は貸出しを意味し、稱貸、擧貸は我が古代の出擧と同義の言葉であつたことが知られる。又租庸使利貸の先例を開いた梁趙巖は酷刻を以て鳴つた漢と見え、冊府元龜（卷五一一貪汚の條に

梁趙巖爲租庸使。天下貨賂半入其門。奢侈不法。自古無比。每日之費破錢數萬。鬻斂商販。其徒如市。

天下良田美宅可有千計。

とあつて盛に私腹を肥し良田美宅を蓄へた樣が記されてゐる。尙後唐の租庸司の利貸は舊五代史（卷三六）後唐、

明宗紀、天成元年（〇同光三年より二年後）四月の條に

上略。租庸司先將緊省錢物與人廻圖。宜令盡底收納以塞倖門。

とあるから、二年後禁ぜられたことが知られる、

次に續資治通鑑長編卷三淳化三年八月戊子の條に

詔。杭州民二千五百四十九人。（舉ノマヽ）共欠錢俶日息錢六萬八千八百餘貫。並釋之。

とあつて宋の初め杭州人の有せし吳越國錢俶時代の未拂息錢約七萬貫を除いたことが見える。此の息錢も恐らく吳越國が人民に利貸を行つて居た當時の名殘に外なるまい。

以上は中央政府の利貸に關して筆者の檢索し得たるごとき史料である。次に藩鎭諸使の利貸に就いて見るに、資治通鑑卷二八三後晉紀天福八年十二月の條に

順國節度使杜威奏。軍食不足。請如幽州例〇民粟を括す。許之。威用判官王緒謀。檢索殆盡。得百萬斛。威止奏三十萬斛餘皆入其家。令判官李沼稱貸於民。復滿百萬斛。來春糶之。得繒錢二百萬。國境苦之。

とあつて順國節度使〇恒州に治すが部內の民に貸付を行ひ百萬斛の收入を擧げたことが見える。又同時に民粟を括してゐるが、此の括粟は朝廷の許可を經、その收入は軍費に充つ可きものであつたことが知られ、稱貸が許可なく公然と行はれ然も盡く私家の收入となつてゐるのと彼是對照して注意す可きである。次に全唐文卷八五六所收、李元懿の「上六事疏」の一節に

臣在任時。奉劉銖文字。放絲三萬兩。配織絹五千匹。管內七縣大抵如此。又徵收在賦稅之前。督責抑

凌。借役戸民。多造店宅碾磑典庫。朝廷指揮。許人論告。差軍人百姓五工已上。出放物至匹斤。以坐贓論。自然止絶斯弊。

とあつて劉銖なる者が管内七縣の民に強制的に絲絹を出放(貸出)して之を苦しめ、又軍人百姓等の公民を私役して店宅、碾磑、典庫を營造して收利をはかりたりしこと、及びかかる弊は已に一般化せる現象なるを以て朝廷より全般的に此を禁止するの指揮を下す可き必要あることを論じてゐる。劉銖は舊五代史(卷一〇七)漢書ㇽに收載せる彼の傳に依れば殘忍酷刻を以て知られ、後周の時青州節度使に在任したことがあり、上疏者の李元懿も亦後周の廣順二年青州北海縣の令となりしことが全唐文の解說に見え、又新唐書(卷三八)地理志、河南道、青州の條に依れば、本州は管内に益都、北海等七縣を有して先の上疏に見える縣數と一致するから、右の舉貸が後周の廣順年間に於ける青州に關するものなることは確かである。此の青州管内の七縣は北海縣同樣擧設の割附を受けたと云ふのであるから、その一州全額は數萬匹に達して居た事となる。又論中に同節度使が碾磑、典庫を營造したとあるが、豪民權家が貨殖の主要手段として碾磑を經營したことは著明の事實であり[註二]、又典庫營業に就いても他にその例が見受けられる[註三]。要するに李元懿の上疏に依り節度使が利貸の强制、店宅、碾磑、典庫の經營等を行ひ、公民を借役して私利を圖つて居たこと、及びそれは當時の一般的風潮であつたこと等が知られる。又此等の收利は盡く節度使個人の私入であり、藩の財收とはならざるに拘らず、節度使が此の私利を護らんが爲にその權力を濫用し、官吏を督責し公民を私役して賦稅より先に徵收してゐるのも注意しなければならぬ。

次に資治通鑑（巻二九一）後周紀、廣順三年五月の條に

丙寅。歸德節度使（○宋州に治す）兼侍中常思入朝。戊辰。徙平盧節度使。（○青州に治す）將行。奏曰。臣在宋州。舉絲（○胡註）舉絲者。以貨物貸與民。至絲熟而徵其絲四萬餘兩在民間。謹以上進。請徵之。帝領之。五月丁亥。勑。牓宋州。凡常思所舉悉蠲（ノゾク）之、思亦無怍色。

とあつて歸德節度使常思がその治州に舉絲、卽ち利貸を行ひ絲蠶成るの日を俟つて絲を回收するの法を行つてゐたこと、轉任によりその回收權を皇帝に獻じ、此を受けたる帝が悉く蠲免したるに常思は何等怍入らなかつたこと等が見える。彼が怍じなかつたのは舉絲が當時の一般的風潮であり、彼一人の貪汚を示すものでなかつた爲と解せられる。又右胡註に依つて知られる如く利貸の回收に絲（きぬいと）を用ふる場合此を舉絲と稱したのであるから、絹、錢、粟を用ふる場合には夫々舉絹、舉錢、舉粟と稱してゐたことと思はれる。

五代藩鎭諸使及び中央政府の利貸に關して筆者が今日迄に檢索し得たる例證は以上數個に盡きる。然し此の例證の乏少なるにも拘らずその內容を通檢する時

1　藩鎭諸使の利貸は可成り一般化し、時には中央政府さへも此を行つてゐたこと。
2　利貸の回收には錢、穀、絲絹等が用ひられ、此を舉絲、舉絹等と稱してゐたこと。
3　貸付は强制的に行はれ、その息利は使長個人の私有に歸し、藩の財政には入らなかつたこと
4　藩鎭諸使の利貸は個人的行爲として朝廷の許可を要しなかつたこと

等を知ることが出來る。本稿に於いて論究の中心をなすものは擧絲絹であるが、上に述べし所に依つて知られる如く擧絲絹は藩鎭諸使の利貸行爲の一部をなすものであり、此のみを他の利貸行爲より全く引き離して考へる事は出來ないので、必要に應じて擧錢、擧粟等をも併せて考察することとする。

尙宋に入ると官吏の利貸行爲は五代の弊に鑑みてか嚴重に禁ぜられた。然し宋初には前代の遺風が相當強く殘つて居たと見え、此の禁を犯して處罰せられた例が間々見受けられる。續資治通鑑長編卷二 太平興國六年十一月丁酉の條に

監察御史張白棄市。白前知蔡州。假貸官錢居糴粟麥。以射利也。

とあり、同書卷七八 大中祥符五年七月乙酉の條に

先是。詔禁命官取息錢。犯者勿償。大理寺丞・知考城縣皮子良貸京師民錢十七萬。到官群自首。上惡子良無行。憲司鞫問。法當贖銅。命停官

とある等はその數例である、此等の例の示す如く免官或は棄市等に處して居るのであるからその嚴禁方針の程も充分に窺はれるのである。

Ⅱ 擧絲絹の起原及び利率

藩鎭諸使又は中央政府が擧貸、特に擧絲絹を初めて行つた時、及びその一般的な利率は史料なき爲明かにし得ない。然し擧絲絹法そのものの發達過程を考ふるに、それは先づ民間に於いて利貸の一形態として發達し、それが亂世となり軍事費の膨脹するに伴ひ、藩鎭及び中央政府に貨殖の一手段として取入れられ

るに至つたものの如く、從つてその利率も民間のそれを考定することに依つて略々見當を附け得る樣である。そこで次に民間に於ける當時の利貸狀況に就いて考察する事とする。但し利貸制は別に詳究せらる可き重要問題で小數紙幅のよく論述し得ざる所であり、筆者自身未だ此の方面に關する史料を專門に檢討するに至つてゐないので、此所では持合せの史料に依り本稿の進展上必要なる點のみを概說するに止める。されば民間利貸に關する本稿の論述に對しては今後の研究に依つて補正すべき點の多々存するは云ふ迄もない。尙利貸に關する史料は他の場合同樣宋代に入つて一段と豐富であつて、此の時代を併せ考ふることは研究方法の上に於いて便利であり、又後章の宋代預買絹の論究上絕對に必要な事でもあるので、一括して五代・北宋兩時代の利貸を扱ふこととする。便宜上北宋時代より考察する。

北宋時代に於いては利貸は貨殖の最も主要なる手段の一として盛に行はれてゐた。續資治通鑑長編卷一〇七天聖七年二月癸酉の條に

上。（曹）利用舅太子中舍致仕韓君素居棣州。頗恃勢放息錢侵民。略

とあり、同書卷一七〇皇祐三年二月戊申の條に

先是開封府寡婦胡氏訴諸賈負息本錢。因盡抱奈書至庭視之。云云。

とある等は利貸により貨殖をはかる者ありしことを示す數例である。此の利貸に對し宋朝の特に注意を拂つてゐたのは、回收最も確實なる官吏が彼等利貸營業者の好對象となつてゐたことである。同書卷二八雍熙四年二月丁未の條に

右補闕・知制誥范杲家貧。負人息錢數百萬

とあり、同書（巻六九）大中祥符元年五月戊辰の條に

新及第授官人。無得以富家權錢。倍出息利。至任所償還。所在察擧之。

とあるは官吏がとかく利貸人の餌食となつてゐたことを示す數例である。尚官吏の借入れを禁じたのは、彼等が辨濟の爲に或は賄賂請托を受け、或は部民を搾取する等、とかく紀綱を紊亂する恐が多かつた爲で此の禁令は先に述べし官吏の利貸禁止と連繫を有するものと思はれる。

此の利貸は農村に於いては豪民の土地兼併の最も一般的な手段として盛用せられてゐた。此のことは同書（巻八六）大中祥符九年四月辛丑の條に

知永興軍寇準言。所部豪民多貸錢貧民。重取其息。歲償不逮。即平入田產。望降詔旨。許人糾告。嚴加科責。云云

とあり、同書（巻八八）同年九月甲辰の條に

詔。民負息錢者。無得逼取其莊土牛畜以償。

とあり、同書（巻九一）天禧二年四月庚辰の條に

上謂大臣曰。始聞河北薦錢。貧民借〇価の豪家息錢。未償納者。即印券契取其桑土。宜禁止之。

とあり、同書（巻一〇六）天聖六年九月甲辰の條に

詔。河北災傷民嘗以桑土倚質與富人者。悉歸之。

とあつて利貸による土地兼併を禁止せんとする計畫並びに詔勅が何回となく繰返へされてゐることによつて明かである、此の利貸による土地兼併禁止は云ふ迄もなく流民の發生を恐れし爲である。

以上を要するに北宋に於ては民間の利貸は各方面に盛行し、北宋初期の國是は務めて此を抑へんとし、特に官吏の利貸並びに借入れを禁止してゐたのである。

次に此の利貸の利率に就いて見るに、十割制が最も一般的で廣く行はれ、時には此を超過するものも有つた樣である。此のことは先揭續資治通鑑長編（卷六九）大中祥符元年五月の條の詔に「倍出息利」とあり、同書（卷二三）太平興國七年六月丙子の條に

令。富民出息錢。不得過倍稱。違者沒入之。

とあつて倍稱（倍擧即ち十割の利率）迄を國家が認め、それ以上を禁じて居るにとに依つて知られる。此の倍稱が當時の一般的な利率であつた所から、當時倍稱之息なる語が盛に行はれてゐた。

次に貸付の期間を見るに、それは主として耕作の端境期たる春の農民窮乏時であり、回收の時期は收穫の直後たる夏秋、特に秋が多かつた。（春とは陰曆の正月より三月迄で今日云ふ所の晩冬より初春に當り、夏は六月迄で晩春より初夏に當る）倍稱の息は一般に此の貸付期間に附せられた利率である。此のことは范文成公集（卷一）碑名・宋故同州觀察使李公神道碑名に

上略。公以司法郎中領河北轉運使。建言。民乏泉貨。每春取絹直于豪力、其息必倍。云云

とあつて倍稱の息が春より蠶事終る迄の間にわたる貸借に附せられてゐたことの見えるに依つて確められ

る。かく當時の貸付は今日の金融概念よりすれば正に驚倒す可き高率の利子を取る文字通りの高利貸であつた。

以上は北宋時代初期に於ける民間高利貸付の概況であるが、此の狀況はそのまま五代の狀況でもあつた樣である。五代に於ける利貸狀況に關する筆者蒐集の史料は極めて少いが、その乏しき中に於いて宋代同樣の形勢が充分に窺はれる。

先づ全唐文巻八六三所載、竇儼の「上治道事宜疏」と題する上疏の一節に

務農之原。實有三術。一曰廣田。二曰已償。三曰節費。（中略）前所云已償節費。利莫大焉。今編戶之甿。以債爲俗、賦稅之外。罄不償債。收穫纔畢。無困倉。官有科折之弊。私有倍稱之緡。倍稱速息。半價速賣。則利貸一斗而償四斗矣。欲民不困。豈可得哉。

とあつて編戶債を以て俗を成し、一般に倍稱之息が行はれてゐたと論ぜられてゐる。竇儼は前記全唐文の說明に依れば後晉の天福六年進士に及第し、後漢・後周を經て宋初迄在官したと云ふから、右の狀勢も此の頃のことである。而して右の上疏に云ふ所が必ずしも白髮三千丈式の誇張に非ることは五代に次ぐ北宋の利貸が已に述べし如き狀勢に在つたことから推して充分認められるであらう。又舊五代史巻七九晉書・高祖紀・天福五年正月丁卯朔の條に

降德音、應天福三年終公私債欠。一切除放

とあつて正月元日の德音として公私債欠の免除、即ち我が中世の德政と同性質の令を降したことが見える

が、此のことも、我が國の德政令が利貸跋扈の中に發せられたるを顧へば同じく當時に於いても高利貸付の跳梁甚だしかりしことを示す一例と見ることが出來よう。要するに五代に於いても倍稱の高利貸付が橫行してゐたのである。更に此の狀勢は五代以前及び北宋以後に於いても同樣であつた樣である。然し此に就いては今後の研究に讓り此所では割愛する。

かく五代・北宋及びその前後の時代を通じて高利貸付が貨殖兼併の主要手段として盛に行はれて居たのであるから、節度使が個人として利貸を行ひ、更に國家が此を行つたのも、要は民間盛行のそれを摸したるものと解せられる、そうして本稿の中心論題たる擧絲絹は民間の高利貸付が蠶鄉に於いては絹絲業の利を覘つて發展せるを節度使等が摸倣したものと解せられるのである。此の解釋を確證する史料は目下五代に於いては索め得ないが、後述する北宋の預買絹法より類推して誤りなきことを確め得るのである。又此の解釋は當時の官營營利事業が概ね範を民間に取つてゐた一般的狀勢とも抵觸しない。[註四]かく節度使等の擧絲絹その他の利貸による貨殖行爲が民間のそれを摸倣したものであり、その上彼等は幕客・私部曲等の蓄養に多額の支出を要してゐたのであるから（此のことに就いては後述）、その利率も當然民間の利率に類し、時には此を凌ぐものさへあつたであらうと思はれる。先に宋州節度使常思が擧絲回收權を帝に獻じたことを述べたが、その額を資治通鑑（卷二九一）・後周・廣順三年五月戊辰の條の記事は四萬餘兩と云ひ、舊五代史（卷一一三）後周・太祖紀・廣順三年五月丁亥の條には更に詳しく四萬一千四百兩と傳へてゐる。然るに同じ舊五代史（卷一二九）周書・常思傳には此を十餘萬兩と云ひ、五代史記（卷四九）常思傳も亦絲息十萬兩と傳へ、その數量

の間に大きな開きがある。かかる兩說の並び傳へられたる理由は確知し難いが、恐らく十萬兩なる數は五代史記に絲息とある如く回收すべき絲、即ち元利を合計せる絲の數量であり、四萬一千餘兩は貸出せる絲、即ち元本たる絲の數量であらう。若し此の考へにして誤りなしとすれば擧絲絹の利率は十割を遙かに超して居たこととなる。

以上を要するに擧絲絹は先づ民間に於いて鹽鄉に行はれ、それより藩鎭諸使や中央政府に取入れられたものと解せられるのであるが、彼等が何時頃より此を初めたかは明かでない。又その窄鑿は今日傳はるが如き性質の史料のみを以てしては恐らく徒勞であらう。尙此の擧絲絹と連關を有つものに鹽鹽法があるが此に就いては後文に更めて述べる。

Ⅲ　藩鎭の進獻と國家財政

唐代以來藩鎭は管內正規の稅額を中央に上供する外、羨餘・方圓等と稱して盛に進獻を行ひ、朝廷も亦財政困難を救ふ必要から此を歡迎するの態度を知り、爲に藩鎭諸使は一身の榮達上競つてその額の多きにつとめた。此の狀勢は五代に入つて益々甚しく、或は濟軍、或は助國用等諸種の名目の下に巨額の進獻を爲す者相次ぎ、前代以來行はれし進獻名目中には全く常例となれるものあり、甚しきは制度化さへしてゐた。冊府元龜（卷一六九帝王部・納貢獻の條及び同書卷四八五邦計部・濟軍並びに輸財の條にそれ等巨額進獻者の姓名・額高が蒐集載錄せられて居り、更に五代史記補考（卷一二貢獻及び卷二一濟軍錢物の條にも右冊府元龜の記載を纏め、五代進獻の盛行を一目瞭然たらしめてゐる。その全部を此所に引用することは煩雜に過ぎ、徒

らに紙面を塞ぐので、その中比較的收錄數の多い後唐の初年と次代後晉の初年との數年間に於ける進獻を本稿の論題と最も關係深き絲絹に就いてのみ拾集整正して左に表示する。尙後唐は同光元年の開基であるが、前王朝の後梁滅亡は十月であり、又後唐に代つた後晉は天福元年の開基であるが、後唐の滅んだのは十一月であるから、何れも元年の進獻は此の王朝創立以後の僅々一二箇月に關するものである。

（表一）後唐・同光天成兩年間絹帛類進獻表

年月	進獻額	品目	進獻名目	進獻者	外國進獻
同光元年十一月	一、〇〇〇段	御衣	進僞永平軍節度使・張均		
同光二年正月	不明	錦綵	進皇后宮	涇源節度使・李儼	
三月	一、二〇〇匹	綺羅	賀郊天		淮南・楊溥
五月	不明	繪絲錦	進遺品		秦王・李茂貞
九月	不明	越綾等數種	貢		兩浙・錢鏐
十二月	一、〇〇〇段	錦絲	賀正進		淮南吳國主・楊溥
同光三年二月	不明	錦綵	皇后生辰壽	樞密使以下百々	
	仝	縑	同右宴	河中・李繼麟	
四月	五〇〇段	御衣著	皇帝御幸謝恩	樞密使・郭崇韜	
	二〇〇段	皇后衣	仝	仝	
	一〇〇匹	絹	仝	仝	

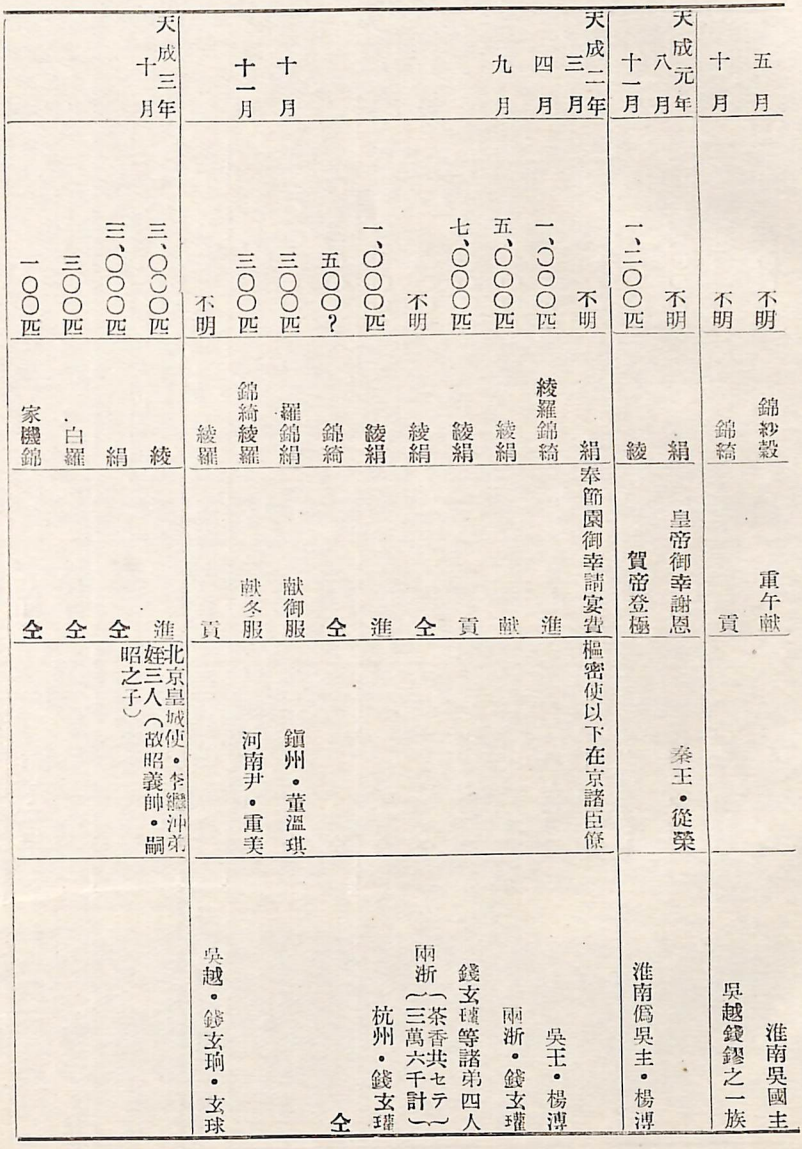

五月	不明	錦紗縠	重午献			淮南吳國主
十月	不明	錦綺	貢			吳越錢鏐之一族
天成元年八月	不明	絹	皇帝御幸謝恩	秦王・從榮		
十一月	一、二〇〇匹	綾	賀帝登極			淮南僞吳主・楊溥
天成二年三月	不明	絹	奉節園御幸請宴費	樞密使以下在京諸臣僚		
四月	一、〇〇〇匹	綾羅錦綺	進			吳王・楊溥
九月	五、〇〇〇匹	綾絹	献			兩浙・錢玄瓘
	七、〇〇〇匹	綾絹	貢			錢玄瓘等諸弟四人
	不明	綾絹	全			兩浙（茶香共セテ）（三萬六千計）
	一、〇〇〇匹	綾絹	進			杭州・錢玄瓘
十月	五〇〇？	錦綺	全			全
	三〇〇匹	羅錦絹	献御服	鎭州・董溫琪		
十一月	三〇〇匹	錦綺綾羅	献冬服	河南尹・重美		
	不明	綾羅	貢			吳越・錢玄珧・玄球
天成三年十月	三、〇〇〇匹	綾	進	北京皇城使・李繼沖（姪三人（故昭義帥・嗣昭之子））		
	三、〇〇〇匹	絹	全			
	三〇〇匹	白羅	全			
	一〇〇匹	家機錦	全			

天成四年三月	不明	絹	入覲進	河中・潞王	
十月	三、〇〇〇匹	錦綺羅	封母謝恩		福建王・延鈞

（表二）後晉・天福初年絹帛類進献表

年月	進献額	品目	進献名目	進献者	外國進献
天福元年	二〇、〇〇〇匹	絹	助國用	故平盧軍節度使周知溫の子彦儒	
	一〇、〇〇〇匹	布	仝	仝	
	一〇〇、〇〇〇兩	絲綿	仝	仝	
天福二年二月	一〇、〇〇〇匹	絹	進	仝	
四月	五、〇〇〇匹	仝	仝	仝	
	三、〇〇〇匹	仝	仝	宋州・趙在禮	
	三、〇〇〇匹	仝	仝	陝府	
	不明	縑帛	端午進献	幽州・趙思溫	
	一、〇〇〇匹	絹	加官謝恩	襄州・安從進	
五月	五、〇〇〇兩	絲	助國用	許州・蔡從簡	
	六〇、〇〇〇兩	綿絲	助軍	徐州・安彦威	
	三、〇〇〇匹	絹	助軍	宋州・趙在禮	
	五、〇〇〇兩	絲	仝	仝	

天福三年	正月	二〇、〇〇〇兩	絲	助國用	鄆州・安審琦
		二、〇〇〇匹	絹	仝	仝
	二月	一、〇〇〇匹	絹	仝	北京留守・安彦威
		六、〇〇〇匹	絹	仝	鎭州・安重榮
		一〇、〇〇〇兩	綿	仝	仝
	五月	一、〇〇〇匹	絹	加官謝恩	招討使・楊光遠
	六月	一、〇〇〇兩	絲	仝	鄆州・安審琦
		五〇〇匹	絹	仝	仝
	七月	二、〇〇〇匹	絹	加官謝恩	鎭州・安重榮
		五〇匹	花綾	仝	仝
	九月	五、〇〇〇匹	絹	助國用	仝
		一〇〇匹	錦綺	仝	刹南・高從誨
	十月	四、〇〇〇匹	絹	進	仝
		一、〇〇〇匹	吳越異紋綾	仝	吳越王・錢玄瓘
		二〇〇匹	羅	仝	仝
	十一月	一、〇〇〇匹	絹	進	仝
	十二月	三、〇〇〇匹	絹	助國用	襄州・安從進
		不明	紅羅錦繡等	賀日南至	宋州・趙在禮
					湖南・馬希範

九月	一、〇〇〇匹	雜色綾	進	
	五、〇〇〇兩	綿	仝	滄州・馬全節
十月	三二匹	絹	累差使臣安撫ニ對スル謝恩	仝
	二〇匹	繪帛	賜册禮謝恩	鄆州・范延光
	八、〇〇〇匹	吳越異紋綾	除副元帥謝恩	青州・王建彥
	三、〇〇〇匹	金條紗	仝	吳越王・錢玄瓘
	二〇、〇〇〇匹	絹	仝	仝
	九〇、〇〇〇兩	綿	仝	仝
	三、〇〇〇匹	絹	進	前鄆州・安審琦
	一〇、〇〇〇兩	絲	仝	仝
	一、〇〇〇匹	絹	尤朝覲謝恩	
	一、〇〇〇匹	仝	賜旌節謝恩	魏府・楊光遠
	一、〇〇〇匹	仝	賜旌節謝恩	仝
	一〇、〇〇〇兩	絲	請開內宴費	新授晉昌・安審琦
	二〇〇匹	絹	內宴樂官費	仝
	一、〇〇〇匹	仝	進	徐州・葉從簡
	三、〇〇〇匹	仝	入朝進獻	鄆州・范延光
十一月	一、〇〇〇匹	仝	請開內宴費	仝

十二月

全	絲	二〇〇匹	
全	絹	一〇〇、〇〇〇兩	
全	絹	三、〇〇〇匹	
全	全	一、〇〇〇匹	
全	全	一、〇〇〇匹	
全	綿	七、〇〇〇匹	
全	綿	一〇、〇〇〇兩	
全	絹	三、〇〇〇匹	
全	綿	三、〇〇〇兩	
全	絲	八、〇〇〇兩	
全	絹	三、〇〇〇匹	
全	全	二、〇〇〇匹	
全	綾	五〇〇匹	
全	絹	一、〇〇〇匹	
全	全	一、〇〇〇匹	
全	絹	二、〇〇〇匹	
全	絹	三、〇〇〇匹	土絹・土絁・吉貝布・合計

全	進	內宴伶官費	
全	進	定州・皇甫遇	
全	進	除官謝恩 新授西京留守・楊光遠	
全	進	謝恩 鄴都副留守・范延光	
全	進	前西京留守・高行周	
全	進	助國用 青州・王建彥	
全	全	滄州・馬全節	
全	全		
全	全	襄州・安從進	
全	全	陝府・李從敏	
全	進	助國用 同州・符彥卿	
全	進	除官謝恩 新授鄴都留守・高行周	
全	進	除官謝恩	
全		湖南・馬希範	

	四〇面	紗羅	加食邑謝恩	仝

次に絲絹に次いで主要なる進献品種をなせし錢と銀、及び後論と關係を有する穀物の進献を、同じく後晉初期數年に就いて整正表示すると左の如くである。

（表三）後晉・天福初年銀進献表

年月	進献額	進献名目	進献者	進献外國名
天福二年				
二月	不明	賜還舊業謝恩	故晉州節度使張敬達母	
四月	一、〇〇〇兩	助國用	陝府	
	一、〇〇〇兩	加官謝恩	襄州・安徒進	
五月	五〇〇兩	助軍	鄆州・安審琦	
八月	一、〇〇〇兩	助國用	同州・符彥卿	
十月	五、〇〇〇兩	進		
十二月	二、〇〇〇兩	賀日南至		吳越王・錢玄灌
	不明	進		湖南・馬希範
	仝	仝		仝
天福三年				
正月	五〇〇兩	助國用	昭義軍・杜重威	
二月	一、〇〇〇兩	進	晉州・相里金	
五月	二、五〇〇兩	助國用	西京留守・李周進	

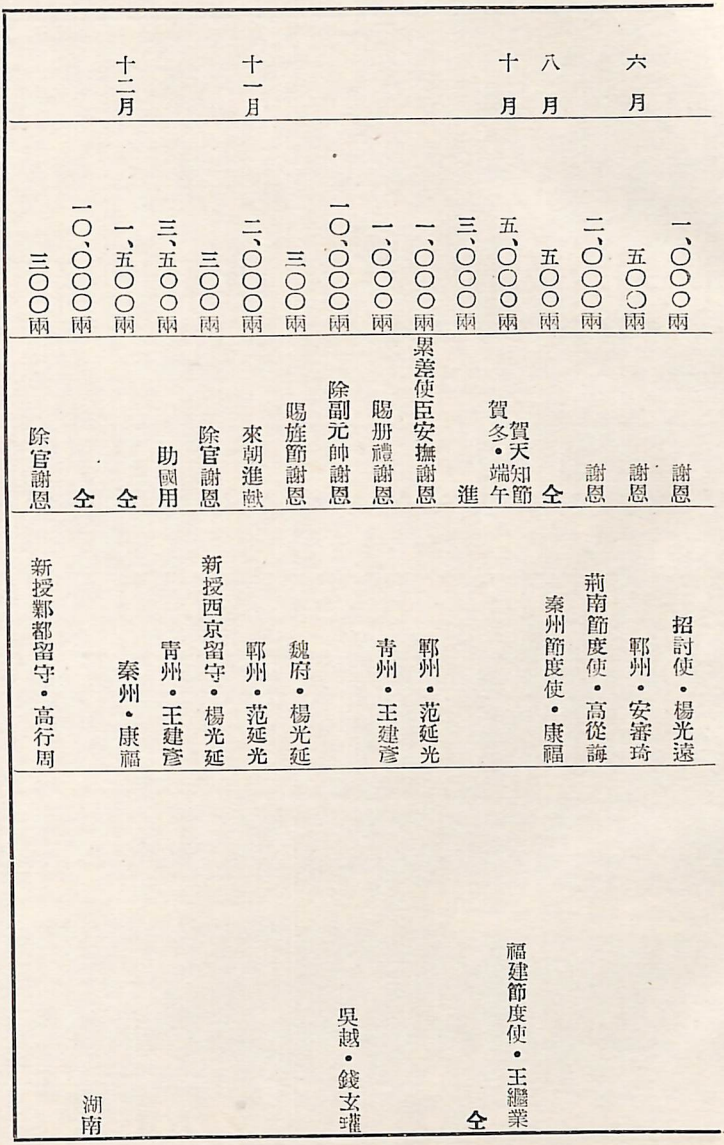

六月	一、〇〇〇兩	謝恩	招討使・楊光遠	
	五〇〇兩	謝恩	鄆州・安審琦	
	二、〇〇〇兩	謝恩	荊南節度使・高從誨	
八月	五〇〇兩	仝	秦州節度使・康福	
十月	五、〇〇〇兩	賀天節・冬・端午		
	三、〇〇〇兩	進		
	一、〇〇〇兩	累差使臣安撫謝恩	鄆州・范延光	
	一、〇〇〇兩	賜册禮謝恩	青州・王建彥	
	一〇、〇〇〇兩	除副元帥謝恩		
	三〇〇兩	賜旌節謝恩	魏府・楊光延	
十一月	二、〇〇〇兩	來朝進獻	鄆州・范延光	
	三〇〇兩	除官謝恩	新授西京留守・楊光延	
	三、五〇〇兩	助國用	青州・王建彥	
十二月	一、五〇〇兩	仝	秦州・康福	
	一〇、〇〇〇兩	仝		福建節度使・王繼業
	三〇〇兩	除官謝恩	新授鄴都留守・高行周	仝
				吳越・錢玄瓘
				湖南

（表四）後晉・天福初年錢進獻表

年月	進獻額	進獻名目	進獻者	進獻外國名
天福二年四月	二、〇〇〇貫	助國用	沂州・楊光延	
	二、〇〇〇貫	全	宋州・趙在禮	
五月	五、〇〇〇貫	全	許州・蔡從簡	
	五、〇〇〇貫	全	徐州・安彥威	
七月	五、〇〇〇貫	全	秦州・康福進	
九月	三、〇〇〇貫	全	雄州刺史・袁正辭	
十二月	一、〇〇〇貫	全	沂州・楊光延	
天福三年二月	三、〇〇〇貫	全	徐州・蔡從簡	
	五、〇〇〇貫	全	東京留守・高行周	
	一、〇〇〇貫	全	晉州・相里金	
三月	一、〇〇〇貫	全	安州・李金全	
六月	一〇、〇〇〇貫	加官謝恩	陝府・李從敏	
	三、〇〇〇貫	全	北京留守・安彥威	
十月	二、〇〇〇貫	助國用	宋州・趙在禮	
	一、〇〇〇貫	進	徐州・蔡從簡	
	一、〇〇〇貫	全	鎮州・安重榮	
十一月	一、〇〇〇貫	助國用	河府・安審信	

	五、〇〇〇貫	全	兗州・李從溫
	二、〇〇〇貫	全	安州・李金全
	一、〇〇〇貫	全	同州・符彥卿
十二月	一、〇〇〇貫	內宴錢	新授鄴都留守・高行周

（表五）後晉・天福初年穀物進獻表

年月	進獻額	品目	進獻名目	進獻者
天福二年五月	一〇、〇〇〇石	大小麥	進	宋州・趙在禮
天福三年三月	三、〇〇〇石	粟	全	楊光延
	三、〇〇〇石	白米	全	
	二、〇〇〇石	大豆	全	
	一〇〇、〇〇〇束	草	全	
十二月	二、〇〇〇石	小麥	全	陝府・李從敏

五代藩鎭並びに諸國の進獻品目中主なる者は上揚の絹・銀・錢・兵糧等であるが、尙此の外にも馬・武器・諸道具・奢侈品・娛樂品等があつた。然しそれ等に就いては前記兩書の參照を乞ひ、此所に引用するを避ける。

以上諸表に依り天福二、三兩年の絲・絹・銀・錢・粟等の進獻額合計を概算するに、絲三十餘萬兩、絹

帛類十餘萬匹、銀五萬餘兩、錢十五萬餘貫、穀二萬餘石となる。當時の國家財政に於ける歲出入額を傳へた記錄がないので、右の收入がその幾割を占めてゐるかは全然判らないが、少くとも歲入上進獻が主要な一部をなしてゐたことは充分認められるであらう。然も尙考察を進むるに當時の進獻は右表に盡きるものでは無く、表中の記載はその一部特殊なるものが傳へられたるにすぎざることが知られ、財政上に於ける進獻の益々重要なりしことが認められるのである。次に當時の進獻一般化の狀態に就いて簡單に考察しておこう。

先づ上揭諸表に依り進獻名目を檢むるに、その主なるものは

1　皇帝即位、郊天、天皇皇后生辰、冬至正月、重陽、端午等の佳節祭儀を祝すとあるもの
2　加官授職に對する謝恩とあるもの
3　賜宴謝禮又は請宴費とあるもの
4　入朝謁見、行幸謁見の際の進獻
5　助國用、助軍とあるもの
6　單に進貢とあるもの
7　外國進獻

等の諸項目に分つことが出來る。そこで次に此等諸名目別に當時の進獻がどの程度に普及してゐたかを考へて見る。

I　佳節祭儀の場合の進献

皇帝の生辰、冬至・正月・端午・重陽等の佳節に際し、天下の諸鎭が進献をなすことは唐以來の慣はしで、事實上常制となつてゐた。此のことを立證する史料は冊府元龜（巻一六八帝王部・卸貢献の條及び同書巻一六九帝王部・納貢献の條に無數に見える。その中適例一二を示すと、卸貢献の部・唐・開成元年正月の條に

詔。諸道賀正・端午・降誕・賀冬進奉。起今權停三年。其錢充折放百姓兩稅。云云

とあり、後晉天福四年九月の條に

上略。其寒食・七夕・重陽及十月煖帳。內外群后進献宜停。

とあり、同六年正月の條に

今後冬年・寒食・端午・天知節及諸色謝賀。云云と

ある等、何れもその常例となれを示してゐる。かく佳節の進献は常例化せるに從ひその進献品目並に額高も各方鎭毎に一定してゐた樣である。此のことも亦冊府元龜に見ゆる多數の記事に依つて知られるが、納貢献の部、太和五年正月の條に

詔。天下方鎭端午進奉雜綵匹緞等。從今後。並令進生白綾絹。

とて品目決定のこと見え、同寶歷元年十月の條に

荊南節度使王潛。於賀冬進献常數外。別進献一萬七千疋。

とあり、同年十二月の條に

荊南節度使王瀋。又進賀正常進外。別貢綾絹一萬疋。

とあつて進獻常數、常進等の語が見え、又常數外の巨額進獻數が記されてゐる。此等の記事によれば常數は已に唐以來定められてゐたのである。所が此等常數進獻に就いては史に傳へられず、却つて常數外進獻額が收載せられてゐる。此はさもある可きことで別に不思議はないが、それに就いて考ふ可きは先揭表中の佳節祭儀の進獻で、此れ亦常數外の進獻、それも大口に屬するもののみの記載と解せられ、此の外にも表に現れざる常數進獻があり、その額も亦尠くなかつたことと推測されるのである。

Ⅱ　加官授職の場合の進獻

加官授職に對する謝恩の進獻も五代に於いては完全に制度化してゐた。その適例は憲官兼任に於いて見ることが出來る。即ち五代會要卷一七　御史臺・後唐・同光二年三月三十日の條に

御史臺奏。所除諸道節度・觀察・防禦・經畧等使。刺史・縣令及諸道幕府兼諸司。帶憲銜兼官。合納光臺錢。謹具本朝元納及減落錢數如後。

とあつて節度使以下の者にして御史臺の官を加へられたる者の禮錢額が從前より定められてゐたこと、今後その額を減落せんとせし事が見える。その元納、減落兩額を同記事に依り表示すれば左の如くである。[註五]

（表）六憲官兼帶納錢額表（後唐）

兼帶憲官名	舊納錢額	減落納錢額
御史大夫	三〇、〇〇〇文	一五、〇〇〇文

御史中丞	二〇、〇〇〇仝	一〇、〇〇〇仝
監察御史	一三、三〇〇仝	六、六五〇仝
殿中侍御史	一一、三〇〇仝	五、六五〇仝
侍御史	八、三〇〇仝	四、一五〇仝

即ち五割減を行つたのである。所が同書・同巻・後周・顯德五年閏七月一日の條にも此の納錢額改正の企てが見える。例に依つて表示すれば左の如くである。

（表七）憲官兼帶納錢額表（後周）

兼帶憲官名	舊納錢額	減落納錢額
御史大夫	三〇、〇〇〇文	六、〇〇〇文
御史中丞	二〇、〇〇〇仝	四、〇〇〇仝
監察御史	一三、三〇〇仝	二、六六〇仝
殿中侍御史	一一、三〇〇仝	二、二六〇仝
侍御史	八、三〇〇仝	一、六六〇仝

即ち八割の大減少計畫である。尙此の表を前表と照合するに、後唐の減少計畫は殆んど遵守せられず、略々五代を通じて高率の舊制が行はれて居たことが知られる。當時憲官は、先揭同光二年の勅にも見える如く、蘇鎭諸使、刺史縣令、幕職官その他諸司（例へば三司の巡官等）に及ぶ廣範圍の職員に兼帶として

加官せられ、殊に鎭遏使の如き下級武官にして數多き職員さへ此を有するものがあつた程で、憲官帶任者の數は上下に溢るる狀態であり、從つて、その納錢額も頗る多かつたと思はれる。

次に舊五代史（卷三六）唐書・明宗紀・天成元年六月の條に

中書門下奏。條制檢校官各納尙書省禮錢、云云。

とて檢校官（名譽の爲に附加される官）の禮錢納入に關する規定が見える。此を例に依つて表示すれば左の如くである。

（表八）檢校官禮錢表

檢校官名	舊納錢額	現行納錢額
太師・大尉	四〇、〇〇〇文	二〇、〇〇〇文
大傅・太保	三〇、〇〇〇仝	一五、〇〇〇仝
司徒・司空	二〇、〇〇〇仝	一〇、〇〇〇仝
僕射・尙書	一五、〇〇〇仝	七、〇〇〇仝
員外・郎中	一〇、〇〇〇仝	三、四〇〇仝

即ち現行制は舊制に比し大體五割減である。此の減落も恐らく先揭憲官禮錢の減落と略々同時代に行はれたのであらう。そして此の減落も亦憲官の場合と同樣久しくは遵守せられなかつたものと思はれる。尙禮錢に關する規定は同書（卷三二）唐書・莊宗紀・同光三年正月戊戌の條・同書（卷三七）唐書・明宗紀・天成元年十

二月丙午の條等に見える。それ等の引用並びに批判は煩雑となるので避けるが、それ等に依れば禮錢の規定は各方面に細かに定められ、それ等は吏人の俸料や廳舍の營繕費に充てられてゐたことが知られる。

かく加官禮錢は制度化し、その納錢は國家の各機關に入つてゐたのである。從つて先揭第一表乃至第四表中に見える加官謝恩は此の規定外の巨額進獻であり、それ故に特に記錄に殘されたものと解せられる。從つて此の外にも同じく規定外なるも小額の爲記錄洩れとなつてゐるものも相當あるであらう。

Ⅲ　賜宴謝禮・請宴費と稱する進獻。

此の兩者は名義は異るが實體は殆んど同じである。五代には此の名目による進獻も常制と迄は云へないがそれに近き常例となつてゐた。此のことは資治通鑑（卷二九一）後周紀・廣順二年十二月甲午の條に

> 前靜難節度使候章、獻買宴絹千匹・銀五百兩。帝不受。曰。諸侯入覲。天子宜有犒宴。豈待買宴邪。
>
> ○胡註。五代之時。不特方鎭入朝買宴。唐・明宗・天成二年三月幸會節園。群臣買宴。則在朝之臣亦買宴矣

とあるに依つて知られる。後周の世宗は此の時買宴の進獻を却けて後斷乎此の方針を以て進んだと見え、冊府元龜（卷一六八）帝王部・却貢獻の條の本年以後の部分に請宴進獻却下の記事が列記せられてゐる。然し此の却下方針は五代第一の英主と云はれる世宗にして初めて繼續し得たのであつて、それ以前に於いては口に進獻を禁じ、事實此を歡迎するのが常態であつたから、買宴進獻も盛に行はれたと見え、冊府元龜その他の諸書に關係記事が多く見受けられる。

かく買宴進獻も常例となつてゐたのであるが、賜宴に與る者が元來高位高官の勢力者であつた丈にその

範圍も限られてゐた樣である。註六

Ⅲ　入朝謁見・行幸謁見の際の進獻

行幸謁見は常時行はれるものではなく、その度數も少いのであるから考察外に置き、入朝謁見に就いて述べる。冊府元龜（卷一六八帝王部・卹貢獻・長慶四年三月壬子の條に

詔。天下常貢之外。更不得別有進獻。縱節度・觀察使入朝。亦不得進奉。云云。

とあるに依れば藩鎮諸使の入朝進獻は已に唐の時殆んど常例となつてゐたことが知られる。五代藩鎮の入朝進獻が常例となつてゐたことを示す適證を目下索め得ないが、唐代の風習をそのまゝ受けてゐたものと思はれる。藩鎮の入朝は概ね藩鎮の異動に際して行はれたものであつた。そこで彼等は無事職任を果し得たる謝恩、その他の名目の下に多額の進獻を爲し、上鎭への榮進、或は罷免中止の諒解の資としたのである。然もそれは多くの場合成功した。その成功を傳へた史料は頗る多く、冊府元龜（卷四八五邦計部・輸財の條を見るも所々にその例證を拾ふ事が出來る。尙後文中にも入朝進獻と榮進との關係の例を扱ふ筈である。要するに當時の人事が進獻によつて強く左右される狀態に在つたのであるから、藩鎭その他の諸官人が入朝異動に際しては競つて進獻をなし、それが一世の風をなしてゐたであらうことは想像に難くない。

Ⅳ　助國用・助軍の爲の進獻

此の種の進獻は性質上常例化す可きものではないが、已に述べし如く進獻が彼等の進退に至大の關係を有つ以上、何れもその資力に應じ爭つて此を行つたであらう。

Ⅵ　單に進・貢とある進獻

此等の進獻は如何なる直接目的を有してゐたのか右表丈では考察の手掛りがないが、それが直接間接自己の榮進、護身の目的を有してゐたことは疑ひあるまい。そして進獻が物を云つた當時のこととてかかる曖昧進獻も亦頻繁に行はれたであらう。

Ⅶ　外國進獻

此は上述の諸進獻と全然性質を異にし、國際關係の立場より研究せらる可き問題であるが、同じく護身の點に於いては相通ずるものであつた。此の外國進獻も、それが巨額なる丈に中國に取り有力なる財入となる場合があつた。例へば後周の顯德五年一年間に於ける吳越國の進獻を冊府元龜（卷一六九帝王部・納貢獻の條に依つて表示すると左の如く

（表九）後周・顯德五年に於ける吳越進獻表

月	品目	額高
二月	稻米	二〇〇、〇〇〇石
	銀絹香藥等	不明
四月	綾	二〇、〇〇〇匹
	絹	二〇、〇〇〇匹
	銀	一〇、〇〇〇兩

閏七月	銀	五、〇〇〇兩
	絹	二〇、〇〇〇匹
	銀器	三、〇〇〇兩
	細衣段	二、〇〇〇連
	その他	——
八月	銀	五、〇〇〇兩
	絹	一〇、〇〇〇匹
	その他	——
十一月	茶	三四、八〇〇斤
	綿	五〇、〇〇〇兩
	香藥器甲等	不明
十二月	銀	五、〇〇〇兩
	絹	三〇、〇〇〇匹
	綿	一〇〇、〇〇〇兩
	錢	一、〇〇〇貫
	絹	一、〇〇〇匹

僅か一年內にその額合計綾絹十萬匹餘、綿十五萬兩、銀約三萬兩、米二十萬石に達してゐる。尤もは是は後周の世祖が南唐を伐ち、同年正月靜海軍を取り直接吳越と境を接するに至つた爲、吳越がその威壓を强

く感ずるに至つた結果であるが、[註七]それにしても右の如き巨額の收入は財政を補すること少くなかつたであらう。

以上を要するに、外國進獻はしばらく別として、藩鎭諸使の進獻は頗る頻繁に行はれ、その中或るものは常例となり、更に進んで常制化さへしてゐたのであつて、先揭第一乃至第五表に收錄せられしはその一部にすぎざることが知られるのである。右收錄の理由はその額が一般に比して特に多かつたこと、その他特別の事情ありし故であらう。されば右表以外にも進獻があり、それは個々には少かつたとしても、總計に於いては表の總額を凌ぐ巨額の收入となつてゐたであらう。從つてそれ等を合した總進獻は五代諸王朝の財政を補すること尠くなかつたものと思はれる。以下此の進獻の財政上に於ける重要性を史料に基き具體的に究明しよう。

五代の財政組織に就いては別に詳究せらる可き重要問題で、此所に論述するの餘白を有しないが、進獻の財政的意義を考察する上に是非一言して置かなければならぬのは左藏庫・內藏庫（內庫とも云ふ）の制である。此に就いても別に一稿を草する考へであるから、詳細はその際に讓り此所では只概略を述べるに止める。左藏・內藏の兩庫は唐より宋にかけて設置せられた一種の財務機關である。左藏庫は三司の出納貯積を掌る庫藏で國家機關の一であるが、內藏庫は天子の私品を藏しその出納を掌る私藏で普通宦官が之を領してゐた。但し內藏庫の設置は天子の奉養を厚くせんが爲のものではなく、平時の餘財を天子私有の名の名義として貯積し、戰爭、饑饉その他財政上に支障を來せる時之を補はんが爲のものであつた。され

ば內藏庫の蓄積も大部分天子の直裁を經て國費に充てられ、私養に供せられる部分は僅少云ふに足らざるものであつた。[註八]そうして進獻は特殊なるものを除き總て內藏に入れるを原則としてゐた。五代は規制の大いに紊れた時代で左藏・內藏の實際運用が果して右の理想通り行はれたか否かは疑はしいが、とにかく五代に於いても兩庫共に存し、同じ建前を取つてゐた。[註七]而して紛亂相次ぎ、財源涸渇して國家財政の窮乏が通常となつて居た當時に於ては、此の內庫よりの支給が收支均衡の上に頗る重要なる意義を有してゐた。

資治通鑑卷二七三後唐紀・同光二年二月の條に

先是。宦官勸帝。分天下財賦爲內外府。州縣上供者入外府充經費。方鎭貢獻者入內府充宴遊及給賜左右。於是外府常虛竭無餘。而內府山積。

とて正稅は外府（左藏庫）に入り、貢獻は內府（內藏庫）に入りしこと、後唐の同光二年、宦官の意見を用ひ內庫の收入を左藏庫に融通することを罷め、專ら帝の宴遊給賜に充てることとせし所、內庫の貯藏は忽ち山積したるに國費は虛竭して終つたこと等見え、更に右文の續きに

及有司辦郊祀。乏勞軍錢。崇韜言於上曰。臣已傾家所有以助大禮。願陛下亦出內府之財以助有司。上默然久之曰。吾晉陽自有儲積。可令租庸輦取以相助。於是取李繼韜私第金帛數十萬以益之。軍士皆不滿望。始怨恨有離心矣。

とて內庫の支出を惜しみし爲人心を失したること見え、同書卷二七四後唐紀・同光三年三月の條に

租庸使以倉儲不足頗腹刻軍糧。軍士流言益甚。宰相懼帥百官上表言。今租庸已竭。內庫有餘。諸軍室

家不能相保。僅不賑恤。懼有離心。云云。

とて同じく內藏庫の支出停止により國家財政窮乏し、軍士の手當惡化せる爲漸く離心を生じたことが見える。此の一例に依つて知られる如く、內庫は外來國家が危急に面して臨時支出や餘儀なくされ、又は減收を生じたる場合、此を補給せんが爲の施設であつたが、五代に於いては慢性的財政窮乏に依りその補給は常例となり、それによつて辛くも國家財政を維持し得たのであつて。一度此の補給を絶たれば國家財政は忽ち行詰る事情に在つたのである。而して此の內庫の貯積は殆んど總て藩鎭その他の進獻に依つてゐたのであるから、如何に進獻が當時の財政上に重要であつたかは今更言を用ひずとも明かであらう。

以上進獻をその傳へられたる額高、普及狀態、並びに財制の三方面より考察することにより、進獻が五代財政史上に重要なる位置を占めてゐたことは充分明かになつたことと思ふ。而して本稿が進獻と財政との關係に就いて上來多數の言を費したのは、本稿の論題たる擧貸、特に擧絲絹が此の進獻と密接なる關係ありと思惟せしが爲に外ならぬ（未完）

註

一、加藤博士「唐宋時代に於ける金銀の研究」第二章第六節」參照

二、一例をあげると、舊唐書卷一憲宗紀下、元和八年十二月辛巳の條に

勅。應陽王公主百官等莊宅、碾磑、店舖、車坊、園林等。一任貼典貨賣。云云

とある如く唐以來行はれし所である。

三、五代史補五慕容彥超鐵胎銀の記事參照。但し右記事と同樣の話しは續資治通鑑長編にも見え、右記事の內容は

そのまま信じ難い節もあるが、五代の藩鎭や宋の州縣が質庫を設けてゐたことは認められる。

四、舊五代史卷一一九周書、李彥穎傳に

李彥頴。字德順。太原人也。本以商賈爲業。大祖鎭鄴。寘之左右。云云

とあつて節度使が商人を顧問とした記事見え、尚同樣の例は五代に少くないが、かかる商人任用は藩鎭の營利事業と關係深きものと云ふ可く、而してかかる商人の手を通じて擧絲絹その他の營利事業が民間より政府、藩鎭等に摸せられたのであらう。

五、同記事は全唐文九九六卷にも引載せられてゐる。

六、舊五代史卷五太祖紀、開平四年二月辛巳の條によれば宣威殿に宴せる時、之に與りし者は文武官四品已上であつた。

七、五代の文獻に左藏庫の名の現れて來るのは極めて乏しいが、資治通鑑卷二七九後唐紀・清泰元年三月の條にその一例が見える。尚宋の左藏、內藏庫に就いては世界歷史大系第六卷、第二編、第七章、第二節に概要を揭げておいたから參照を乞ふ。